



第2回 洲本市下水道事業審議会

2024.8.9

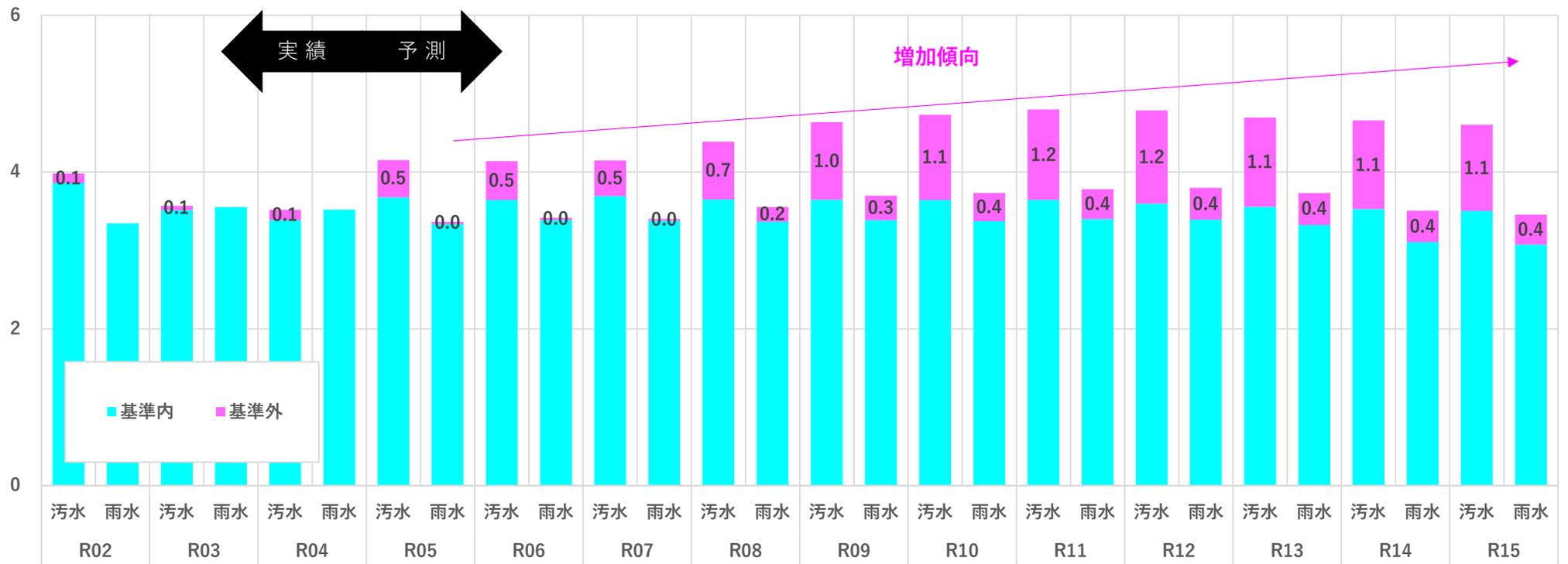
審議会スケジュール（予定）

	日 程	議 題
第 1 回	令和6年 5月	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道事業の現状・ 排水量の見通し・ 財政収支の見通し・ 現状の問題点・課題
第 2 回	令和6年 8月	<ul style="list-style-type: none">・ 現行の使用料体系・ 使用料見直しの事例整理・ 使用料見直しの方向性
第 3 回	令和6年 10月	<ul style="list-style-type: none">・ 使用料見直し（案）
第 4 回	令和6年 12月	<ul style="list-style-type: none">・ 答 申

第1回審議会の振り返り

- ・洲本市では、基準外繰入金が令和9年から1.0億円を超え、年々増加する見通しであり、更なる経営改善努力が必要となっている。

他会計繰入金（億円）（再掲）

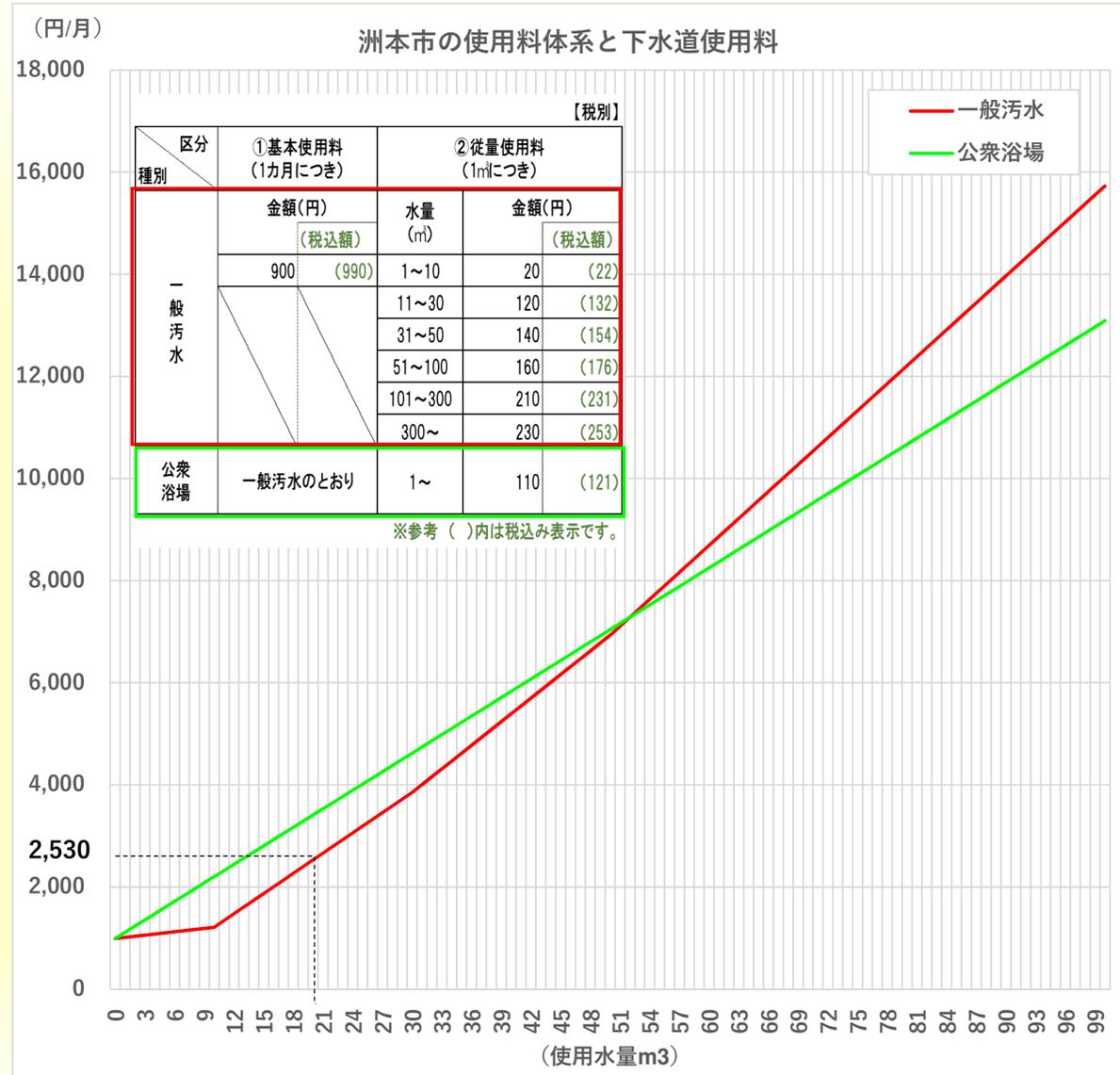


1. 現行の使用料体系

- ① 洲本市の使用料体系と使用状況
- ② 淡路島2市との比較
- ③ 兵庫県内における洲本市と類似団体の比較

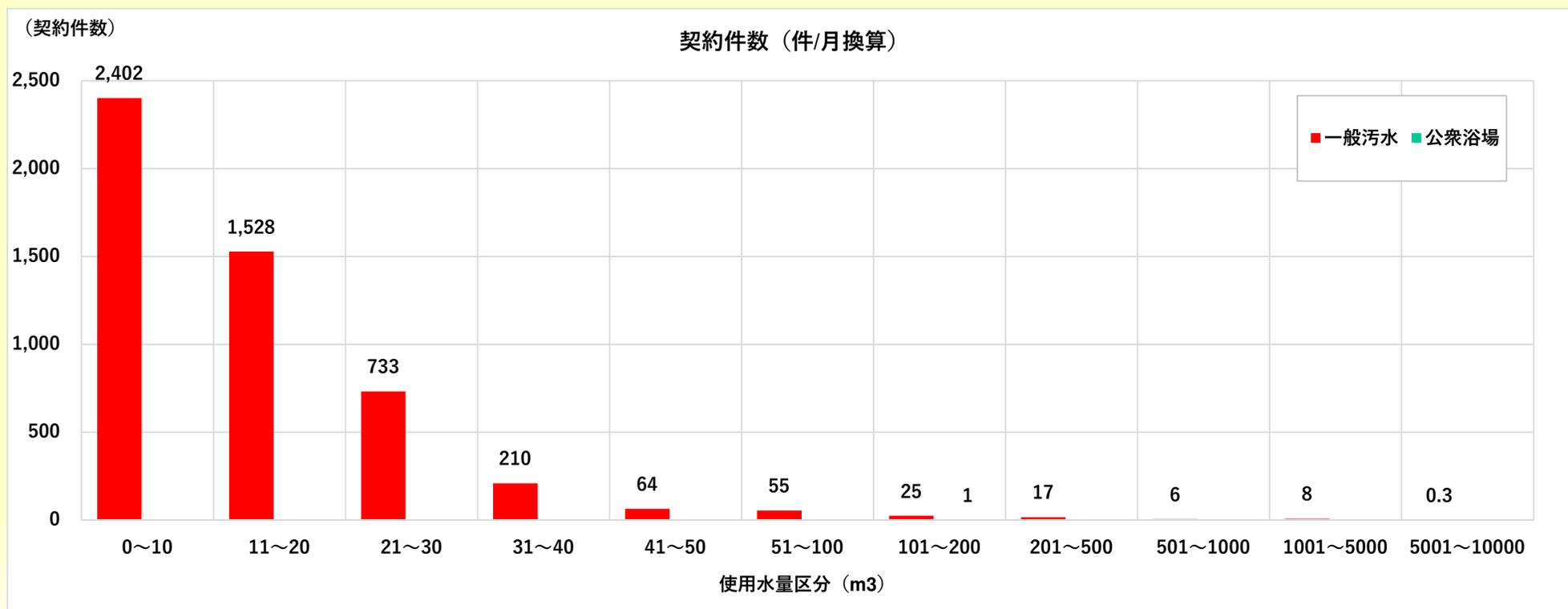
① 洲本市の使用料体系

- ・ 洲本市の下水道使用料は一般汚水と公衆浴場の2つの用途に分類される。
- ・ 一般汚水は、基本使用料が990円/月となっており。1m³から従量使用料が発生する。使用量に応じた逦増型であり、1ヶ月20m³あたりの使用料は、2,530円/月（990円+22円×10m³+132円×10m³）となる。
- ・ 公衆浴場は、一般汚水と同様に1m³から従量使用料が発生するが、1m³当たりの使用料単価が一定のため、使用水量が大きくなると一般汚水より安価となる。

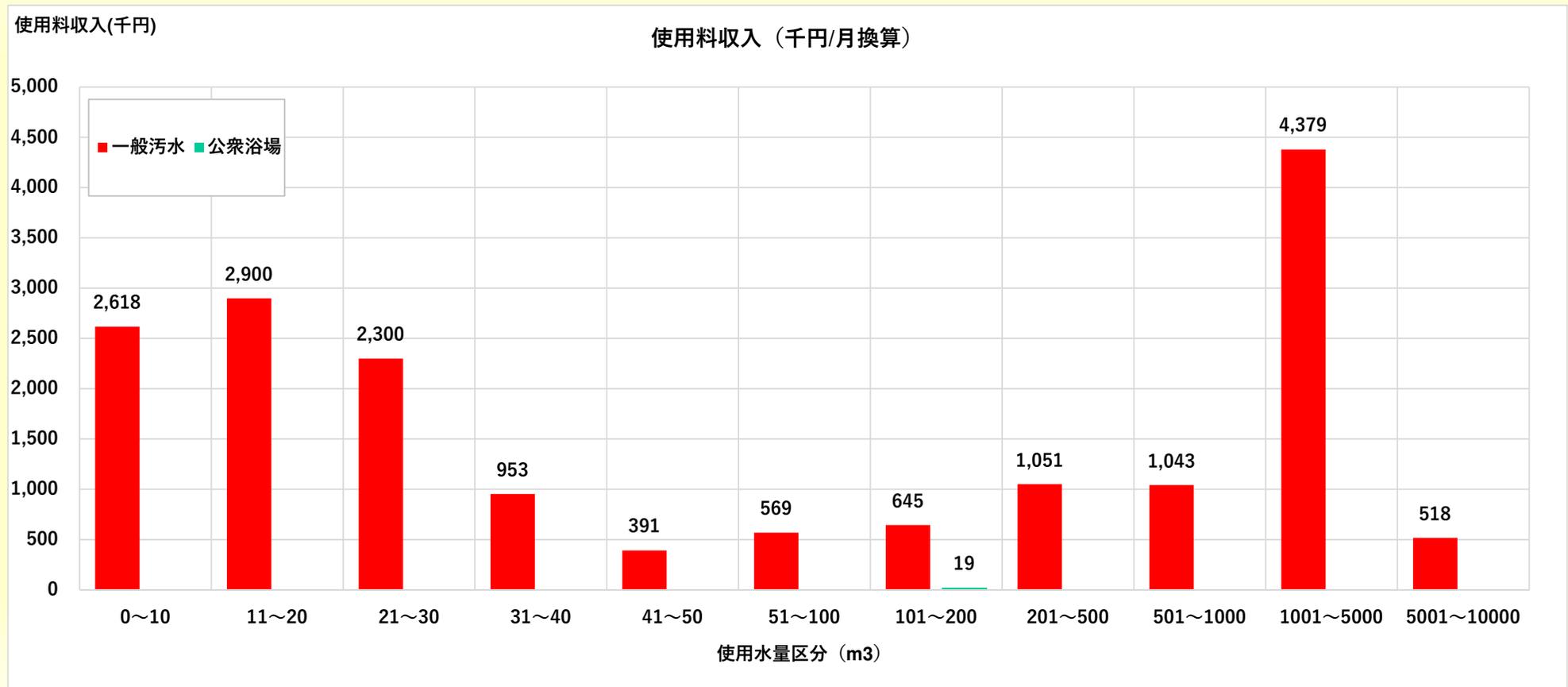


● 令和4年度の下水道使用状況

- ・ 洲本市全体（公共、特環、コミプラ）の令和4年における下水道使用状況を整理する。
- ・ 契約件数が最も多い使用水量区分は0～10m³、次いで11～20m³、21～30m³と続く。公衆浴場は1件のみである

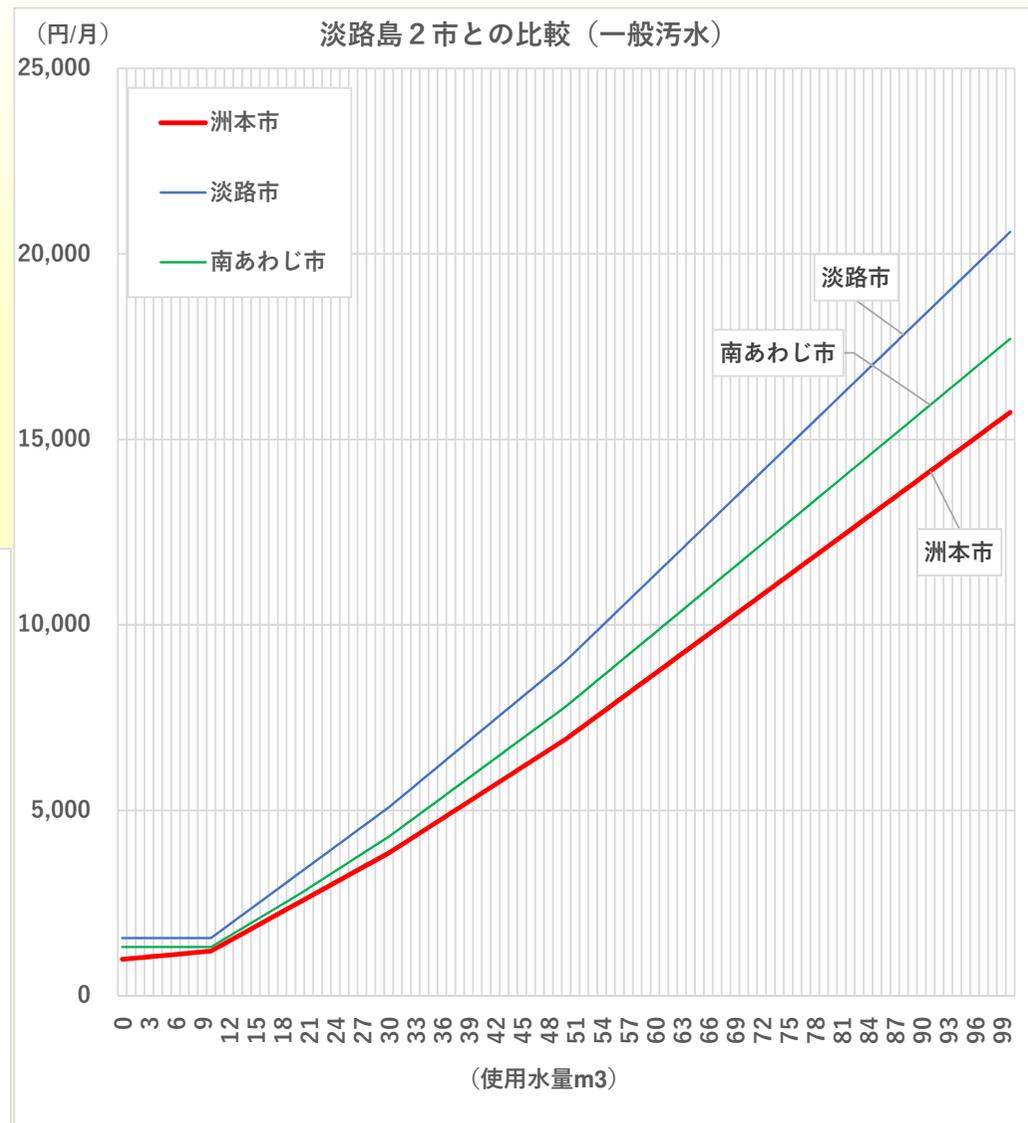
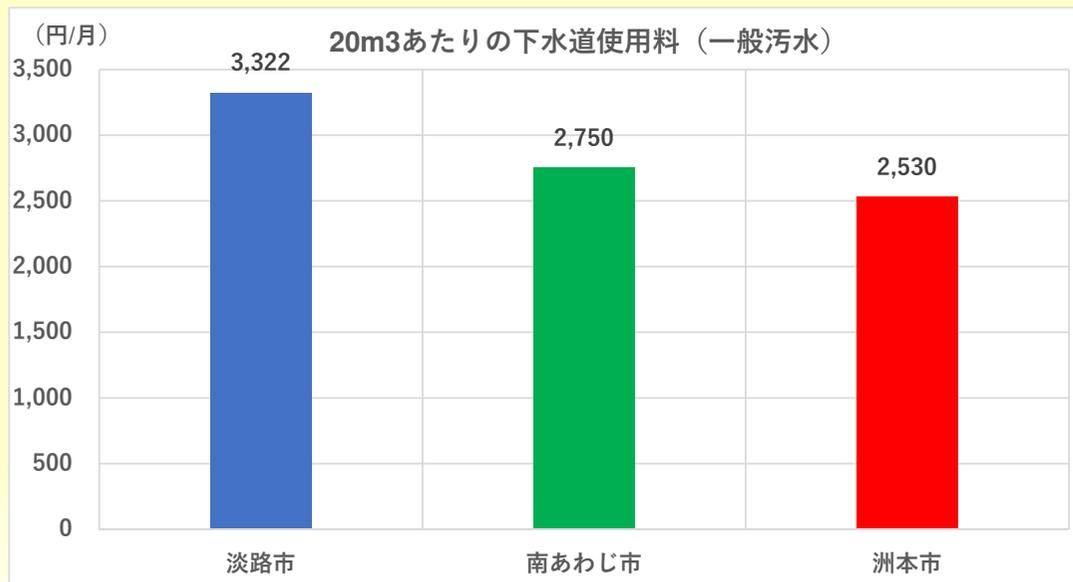


- ・一方、使用料収入が最も多い使用水量区分は1001～5,000m³、次いで11～20m³、0～10m³と続く。



② 淡路島2市との比較 (一般汚水)

- ・ 淡路島3市の一般汚水に係る下水道使用料について比較する。
- ・ 洲本市は淡路島3市の中で最も安価な使用料となっている。
- ・ 洲本市のみ基本使用水量区分はなく、1m³から従量使用料区分となっている。



③ 兵庫県内における洲本市と類似団体との比較

● 類似団体の整理

・「令和4年度経営比較分析表類似団体区分一覧（総務省）」より、兵庫県内における洲本市と類似団体に属する事業体を整理する。

・公共下水道では稲美町、上郡町、香美町の3事業体、特環下水道では、淡路島2市を含む20事業体が洲本市と類似団体とされている。

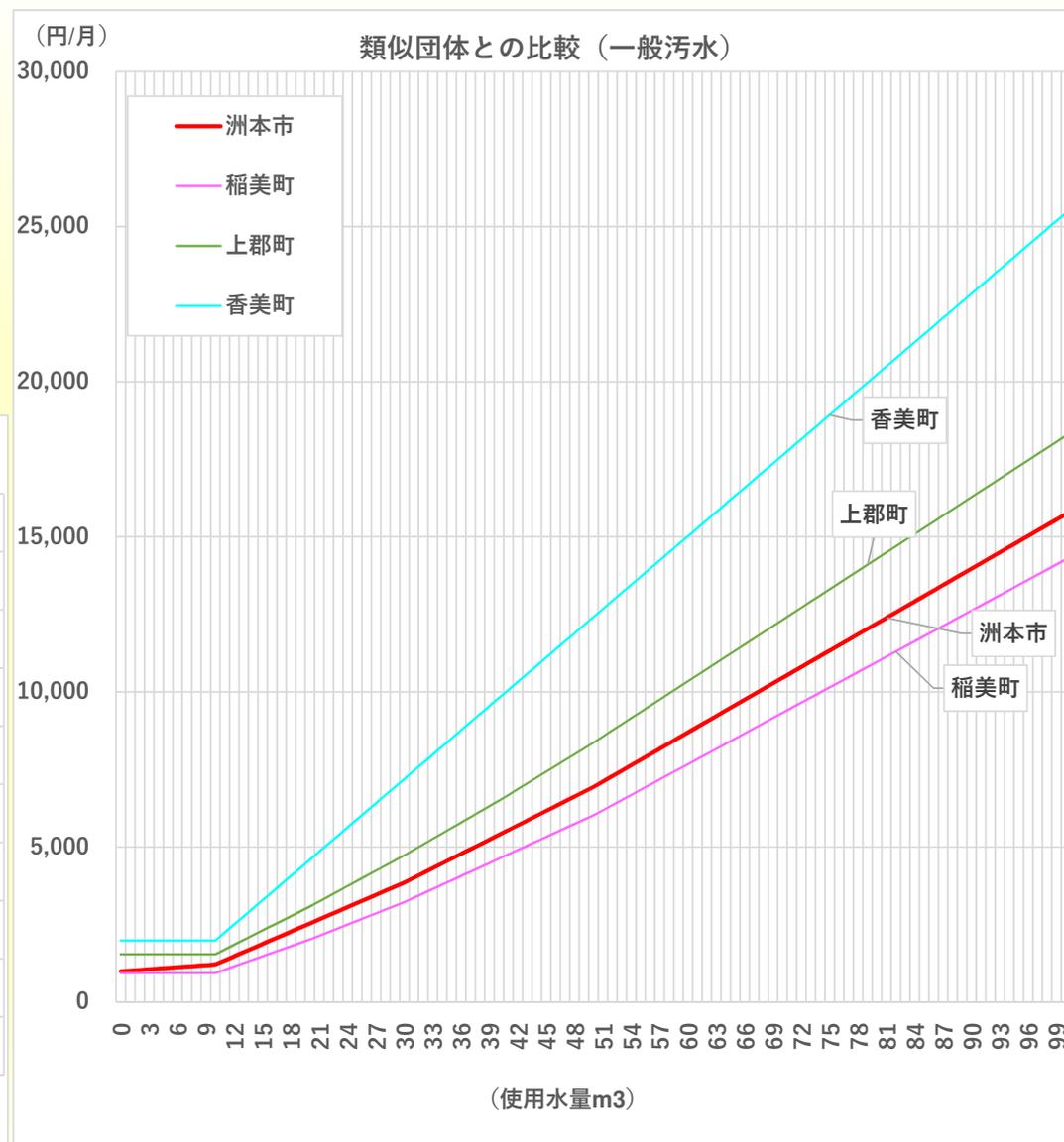
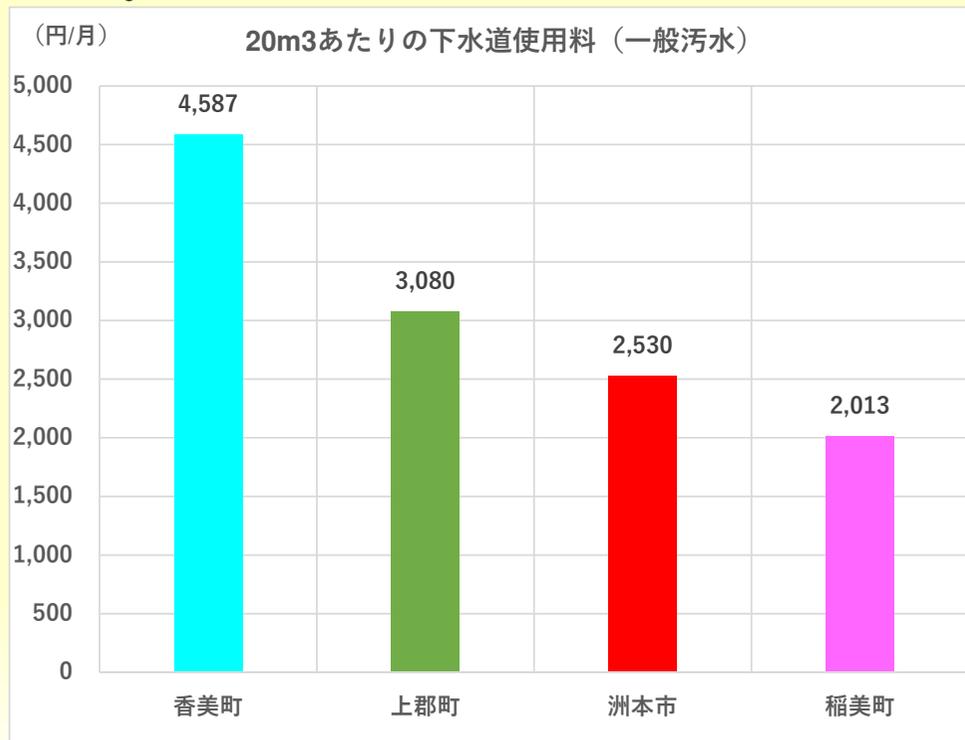
注) 公共下水道とは旧洲本市で実施している下水道事業、特環下水道とは旧五色町で実施している下水道事業

兵庫県内における洲本市と類似団体（法適用）

区分	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数	兵庫県内の類似団体	
公共下水道	政令市等			政令市等	21		
	10万以上	100人/ha以上			Aa	32	
		75人/ha以上			Ab	31	
		50人/ha以上	30年以上	Ac1	49		
			30年未満	Ac2	2		
	3万以上	50人/ha未満			Ad	56	
		100人/ha以上	30年以上	Ba	8		
			75人/ha以上	30年以上	Bb1	25	
		50人/ha以上	30年未満	Bb2	2		
			30年以上	Bc1	63		
			30年未満	Bc2	13		
	30年以上		Bd1	155			
	3万未満	50人/ha未満	30年未満	Bd2	26		
			75人/ha以上		Ca	3	
		50人/ha以上	30年以上	Cb1	23		
			15年以上	Cb2	23		
			15年未満	Cb3	9		
			30年以上	Cc1	138		
25人/ha以上		15年以上	Cc2	170	4	洲本市、稲美町、上郡町、香美町	
		15年未満	Cc3	20			
		25人/ha未満	30年以上	Cd1	100		
			15年以上	Cd2	194	8	淡路市、西脇市、養父市、朝来市、宍粟市、多可町、福崎町、新温泉町
特環下水道 (参考)	15年未満	15年以上	Cd3	12			
		30年以上	D1	133			
		15年以上	D2	545	21	淡路市、洲本市、南あわじ市、姫路市、相生市、加古川市、西脇市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、加東市、たつの市、稲美町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、新温泉町	
		15年未満	D3	38			

● 類似団体との比較（公共）

- ・ 洲本市は類似団体の中でも安価な水準となっている。
- ・ 洲本市のみ基本使用水量区分はなく、1m3から従量使用料区分となっている。



2. 使用料見直しの事例整理

- ① 兵庫県内における使用料見直し事例
- ② 過去10年間ににおける使用料見直し事例

① 兵庫県内における使用料見直し事例

・兵庫県内における下水道使用料見直しの事例を各事業体のHPや広報誌等より整理する。

・見直しケースでは、基本使用料の中に基本水量を付与しないケースに変更している事業体が増えていることが分かる (A→B)。

・各排水量区分毎の平均改定率は約20%であるが、特に猪名川町では50%を超えている (p13~20)。

使用料見直しの分類

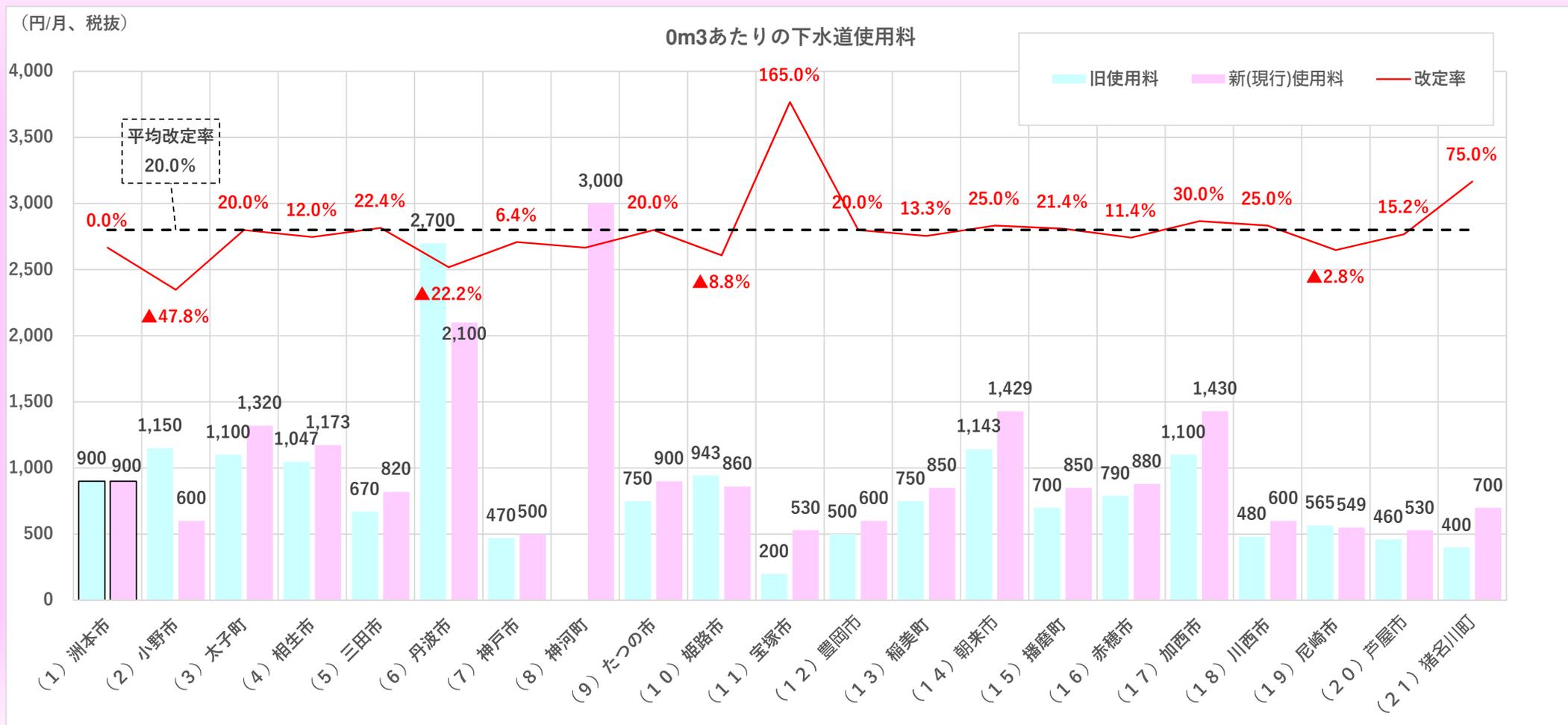
体系		A (基本水量あり)	B (基本水量なし)	C (1人当たり)
二部使用料制	基本使用料	0~■m3	0m3	-
	従量使用料	■m3~	0m3~	-
定額使用料制		-	-	1人当たりで単価設定

兵庫県内における使用料見直し事例 (HP等公表分)

市町村 (HP等公表分のみ)	値上げ年	旧使用料			現行使用料			主な見直し点等
		A	B	C	A	B	C	
(1) 洲本市	H18.4	○				●		水量区分変更
(2) 小野市	R6.4	○				●		水量区分変更
(3) 太子町	R5.7	○			○			
(4) 相生市	R4.4	○			○			
(5) 三田市	R3.10	○				●		水量区分変更
(6) 丹波市	R2.4	○			●			
(7) 神戸市	R2.4	○			●			
(8) 神河町	R2.4			○		●		水量区分変更
(9) たつの市	R1.10	○			○			
(10) 姫路市	H29.4	○				●		水量区分変更
(11) 宝塚市	H28.6		○			○		
(12) 豊岡市	H28.4		○			○		
(13) 稲美町	H27.10	○			○			
(14) 朝来市	H23.4	○			○			
(15) 播磨町	H22.4	○			○			
(16) 赤穂市	H22.1	○			○			
(17) 加西市	H20.4	○			○			一律改定
(18) 川西市	H16.4		○			○		
(19) 尼崎市	H15.6	○				●		水量区分変更
(20) 芦屋市	H14.4	○			○			
(21) 猪名川町	H8.4	○			○			
全体/平均		17	3	1	12	9	0	

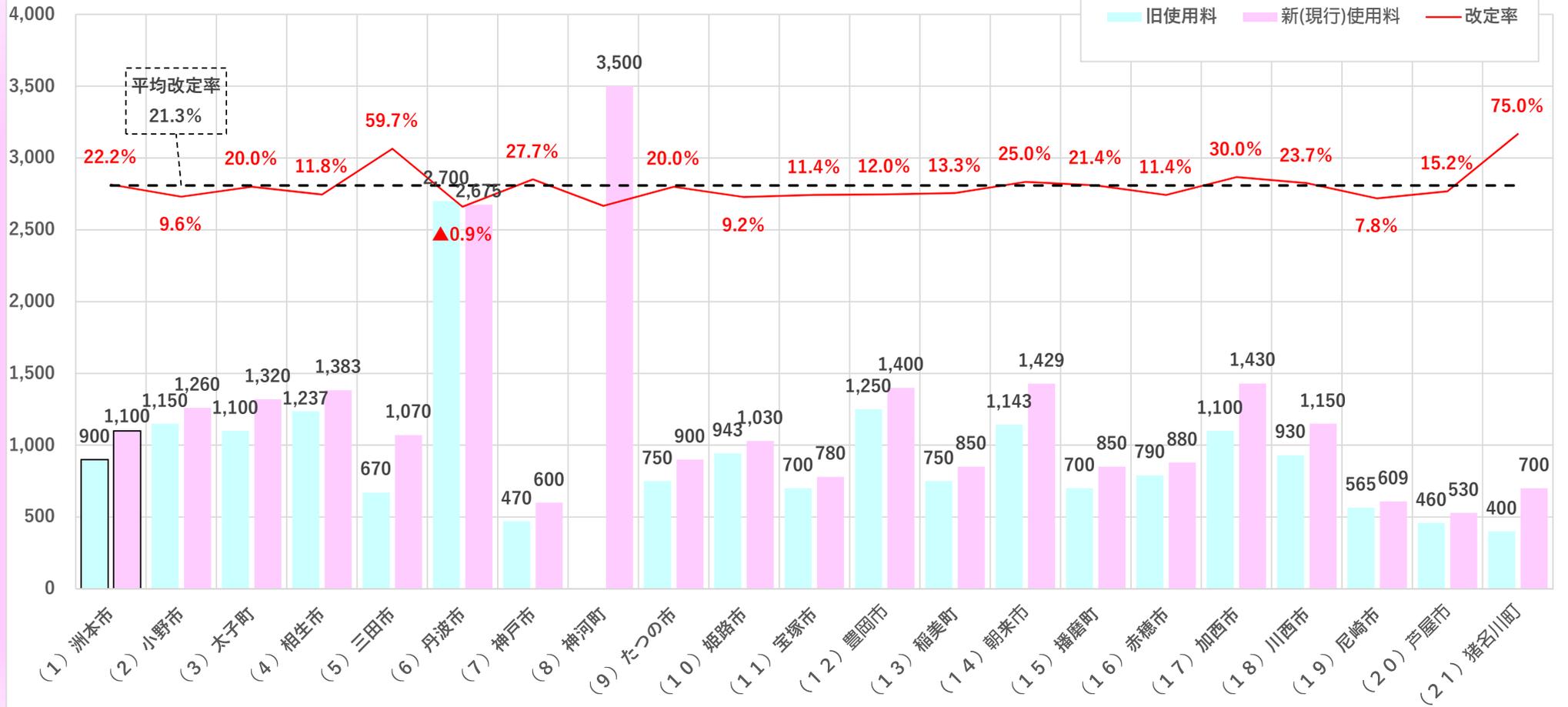
● 排水量区分毎の下水道使用料の新旧比較（一般汚水）

・各排水量区分毎で平均して約20%の見直しを実施している。



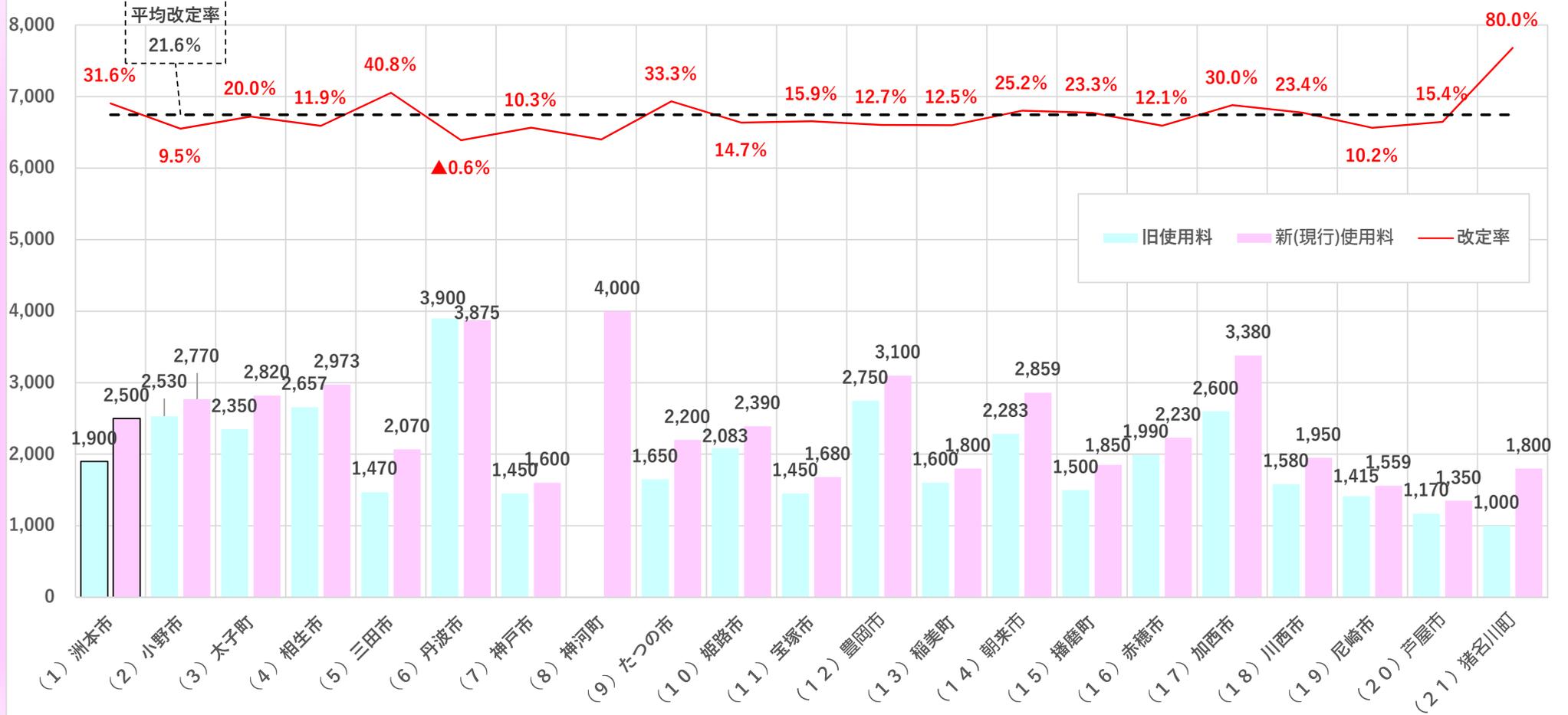
(円/月、税抜)

10m³あたりの下水道使用料



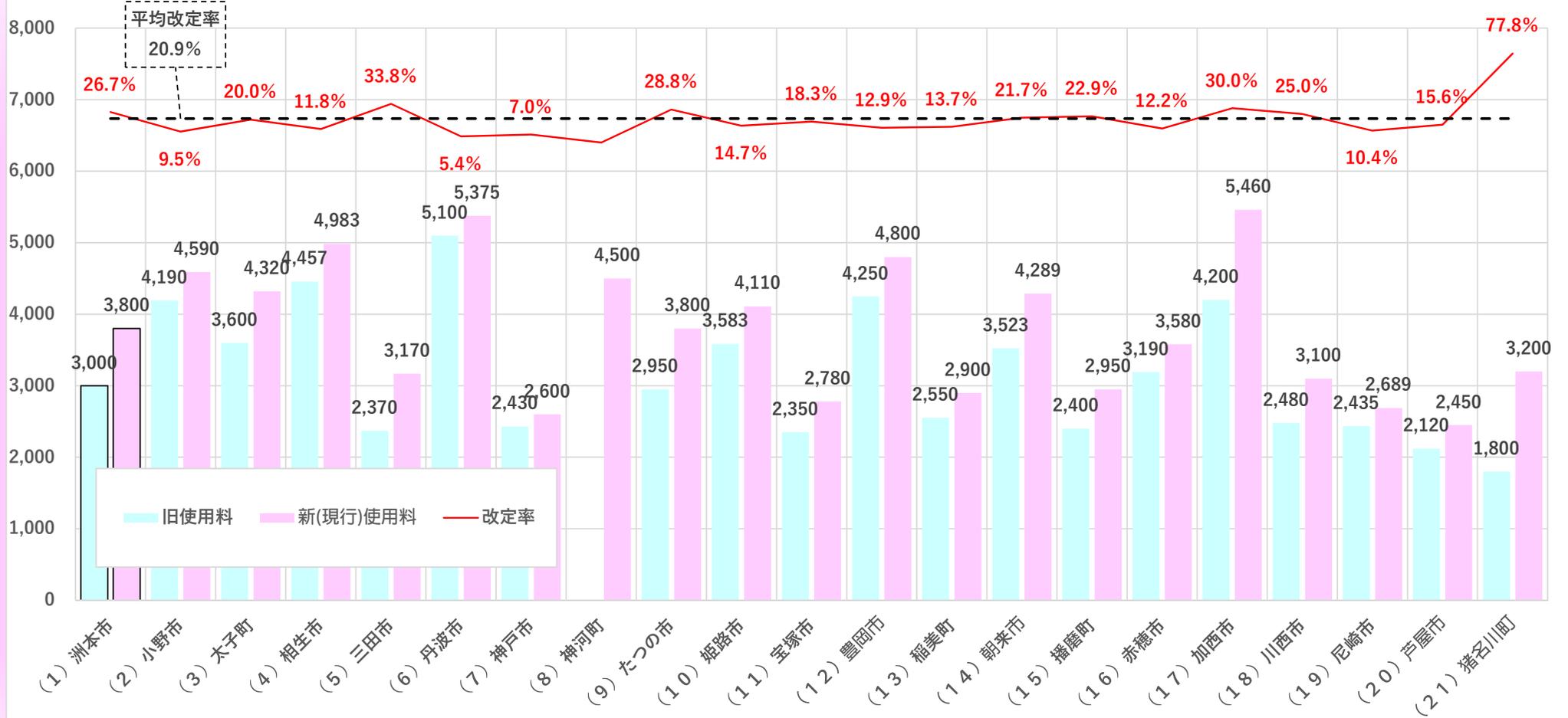
(円/月、税抜)

20m3あたりの下水道使用料



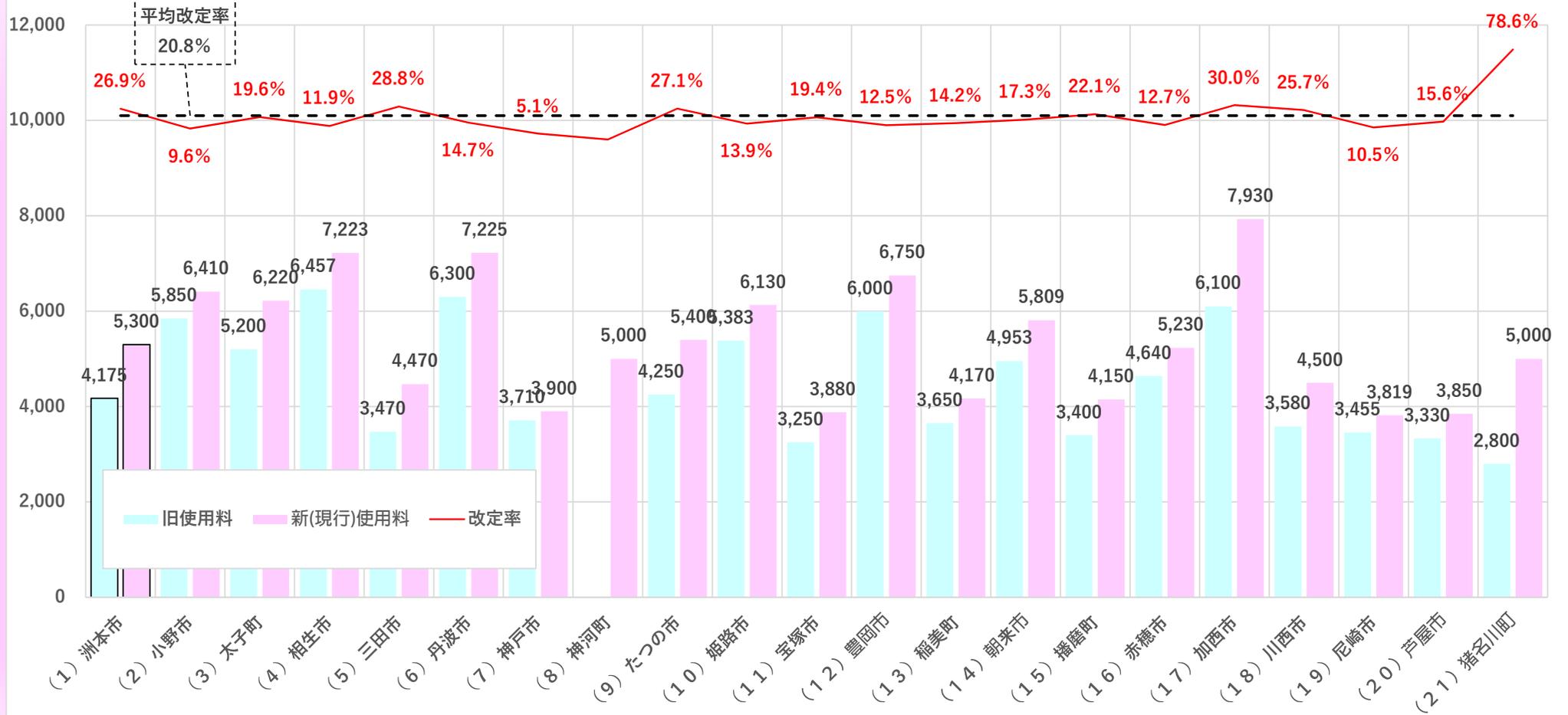
(円/月、税抜)

30m3あたりの下水道使用料



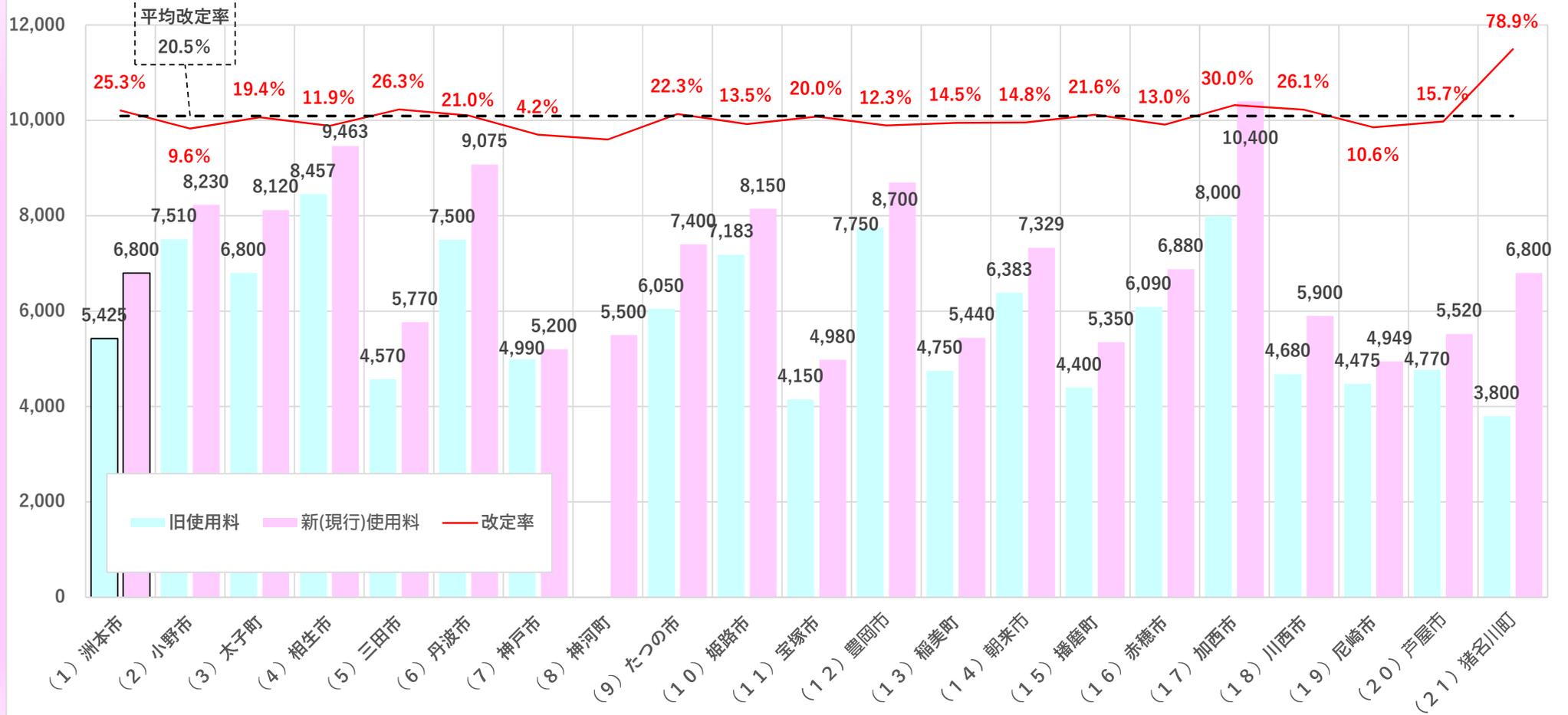
(円/月、税抜)

40m3あたりの下水道使用料



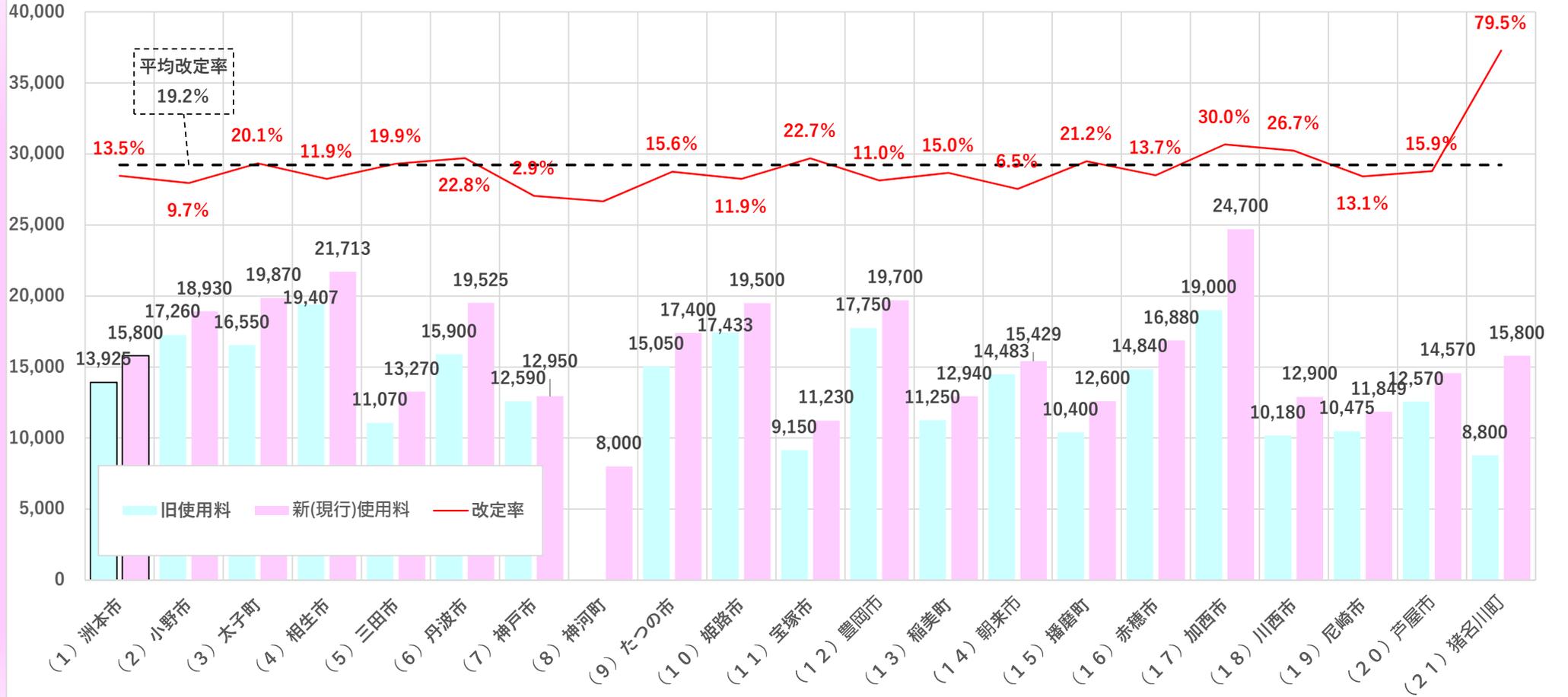
(円/月、税抜)

50m3あたりの下水道使用料



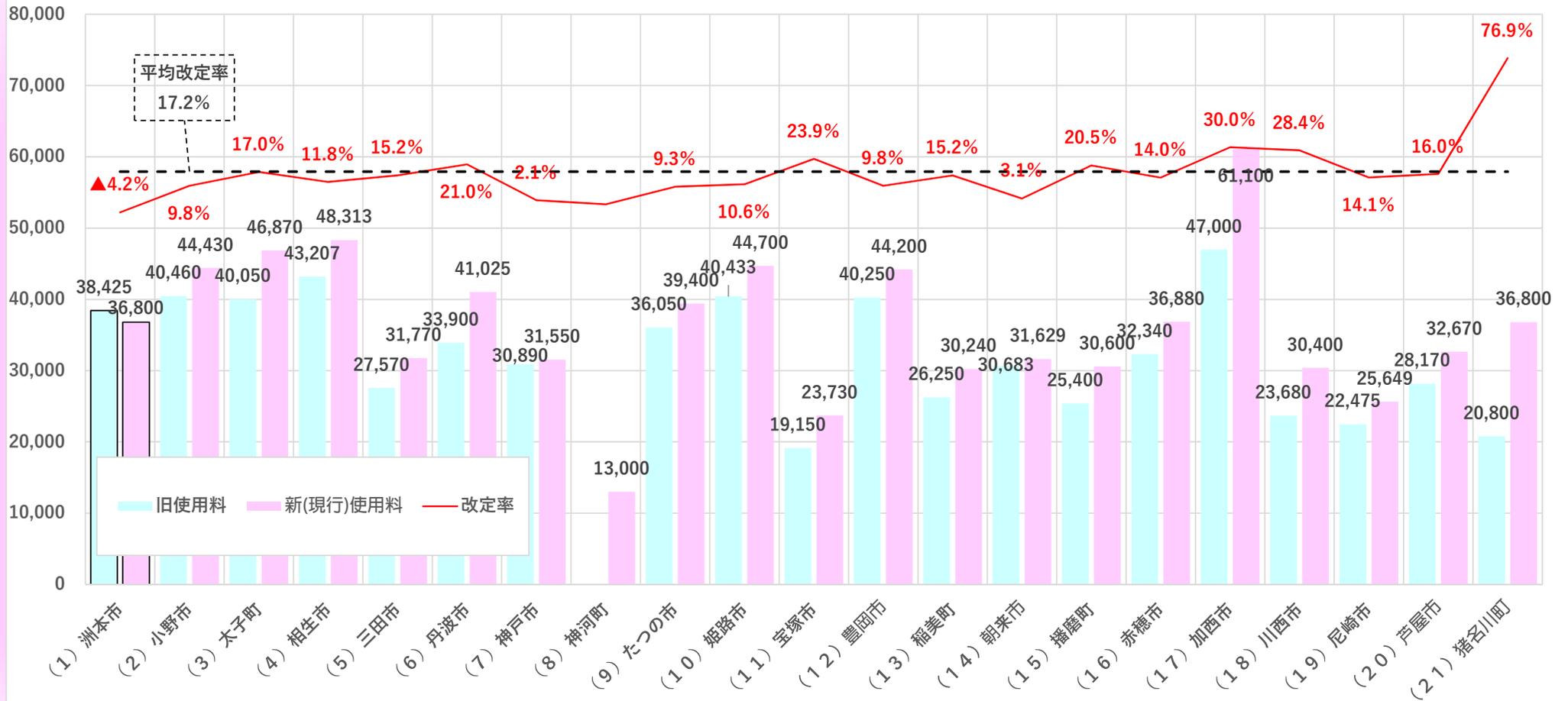
(円/月、税抜)

100m³あたりの下水道使用料



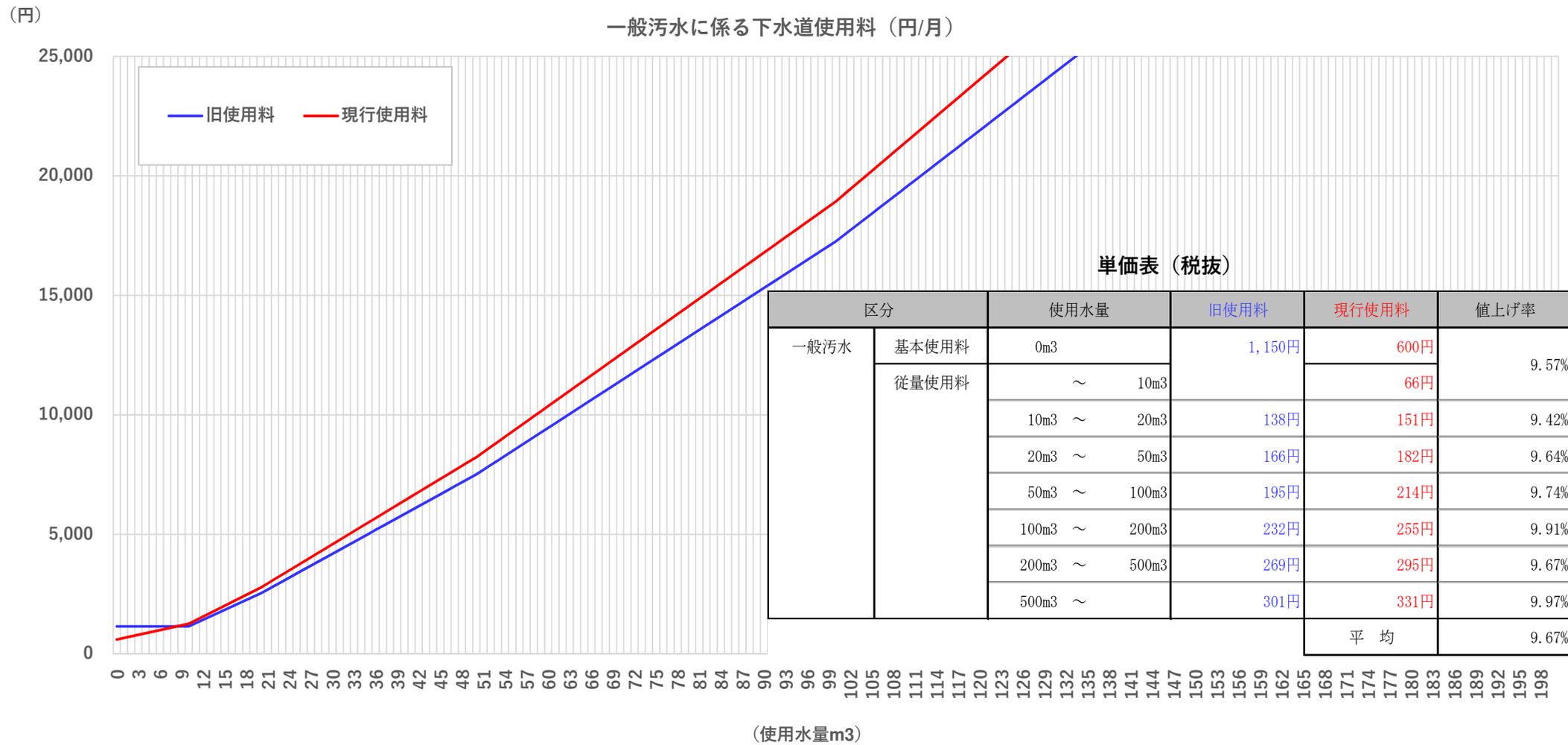
(円/月、税抜)

200m³あたりの下水道使用料

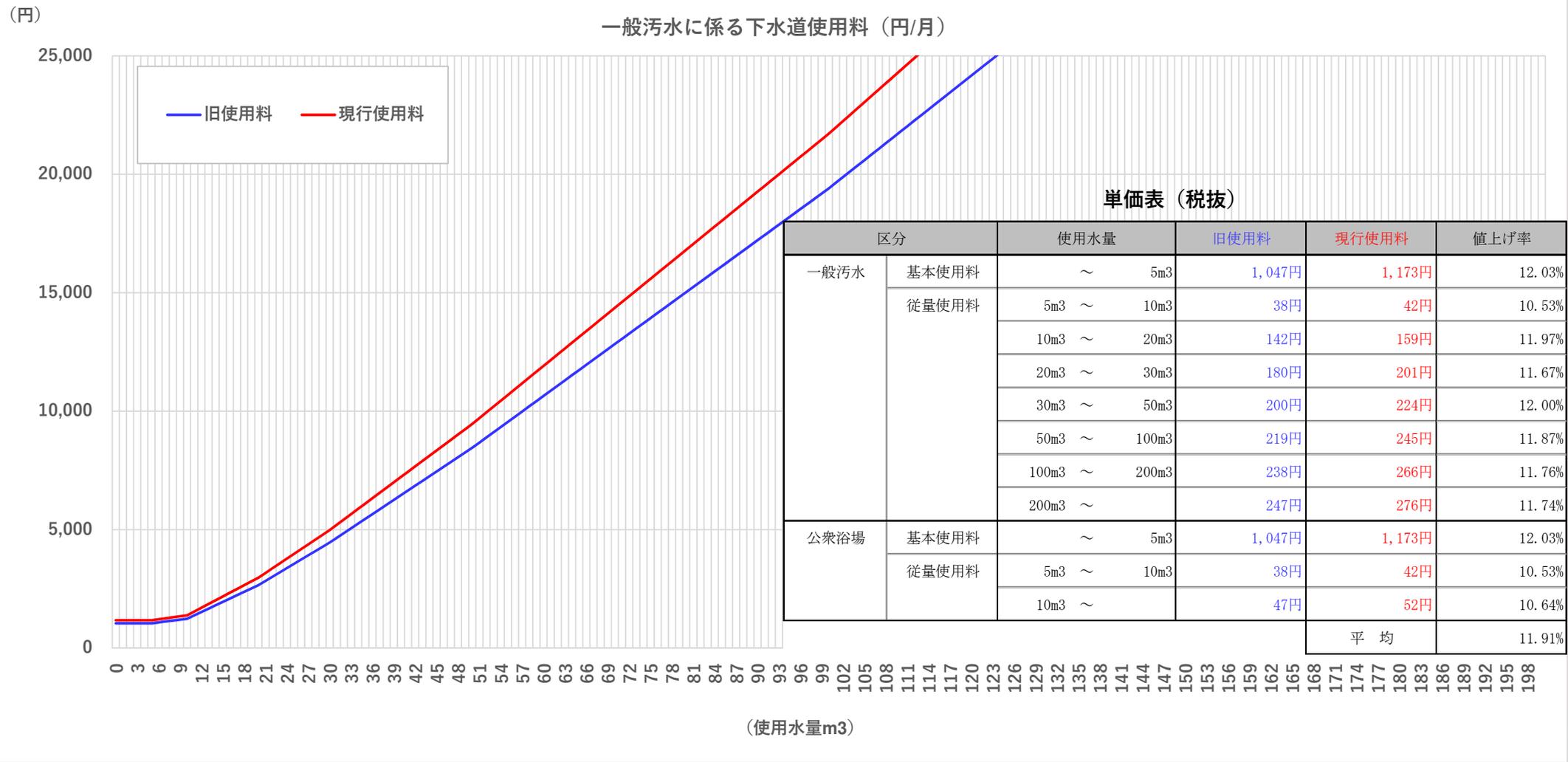


●小野市 (R6.4改定)

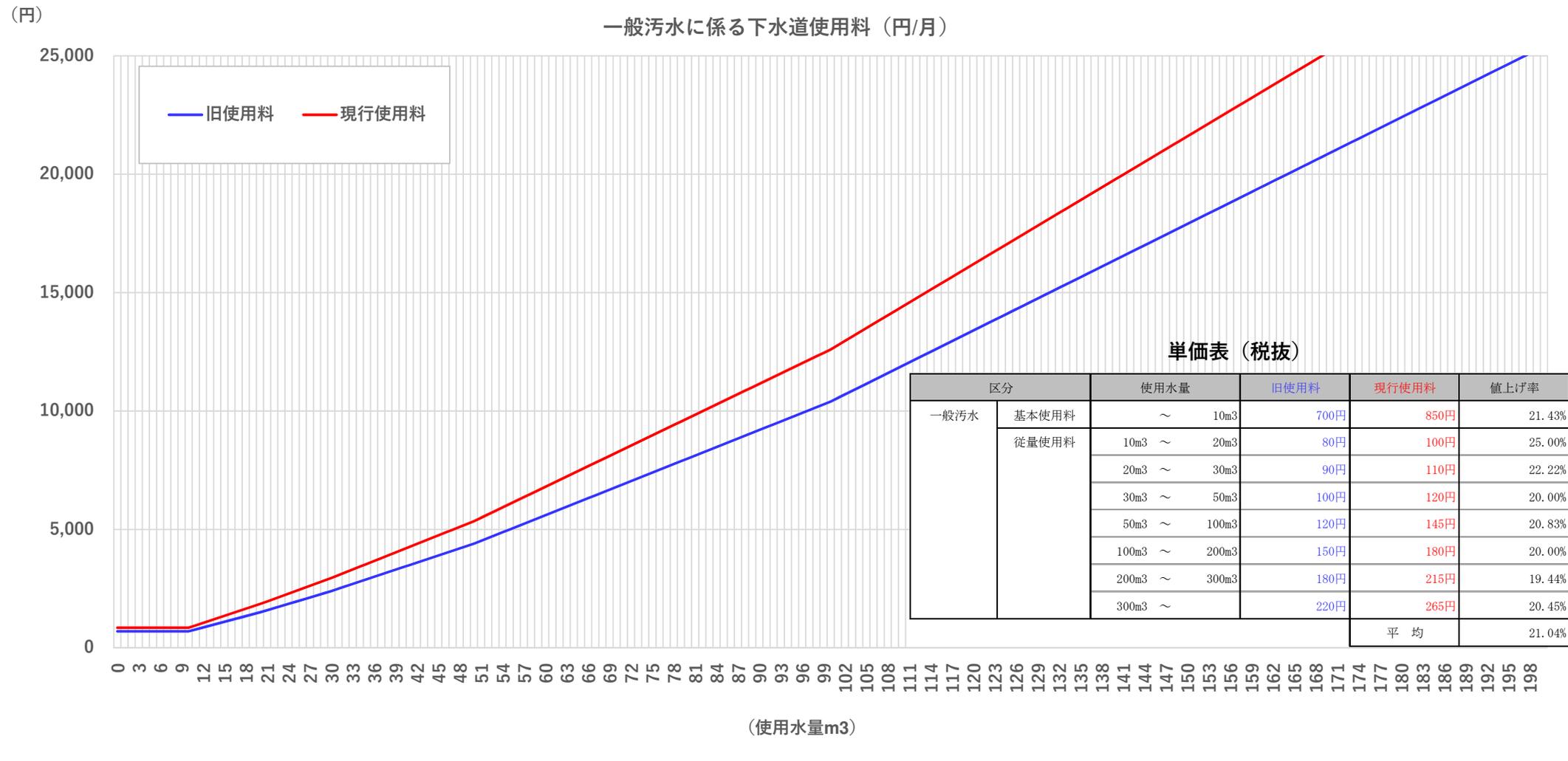
一般汚水に係る下水道使用料 (円/月)



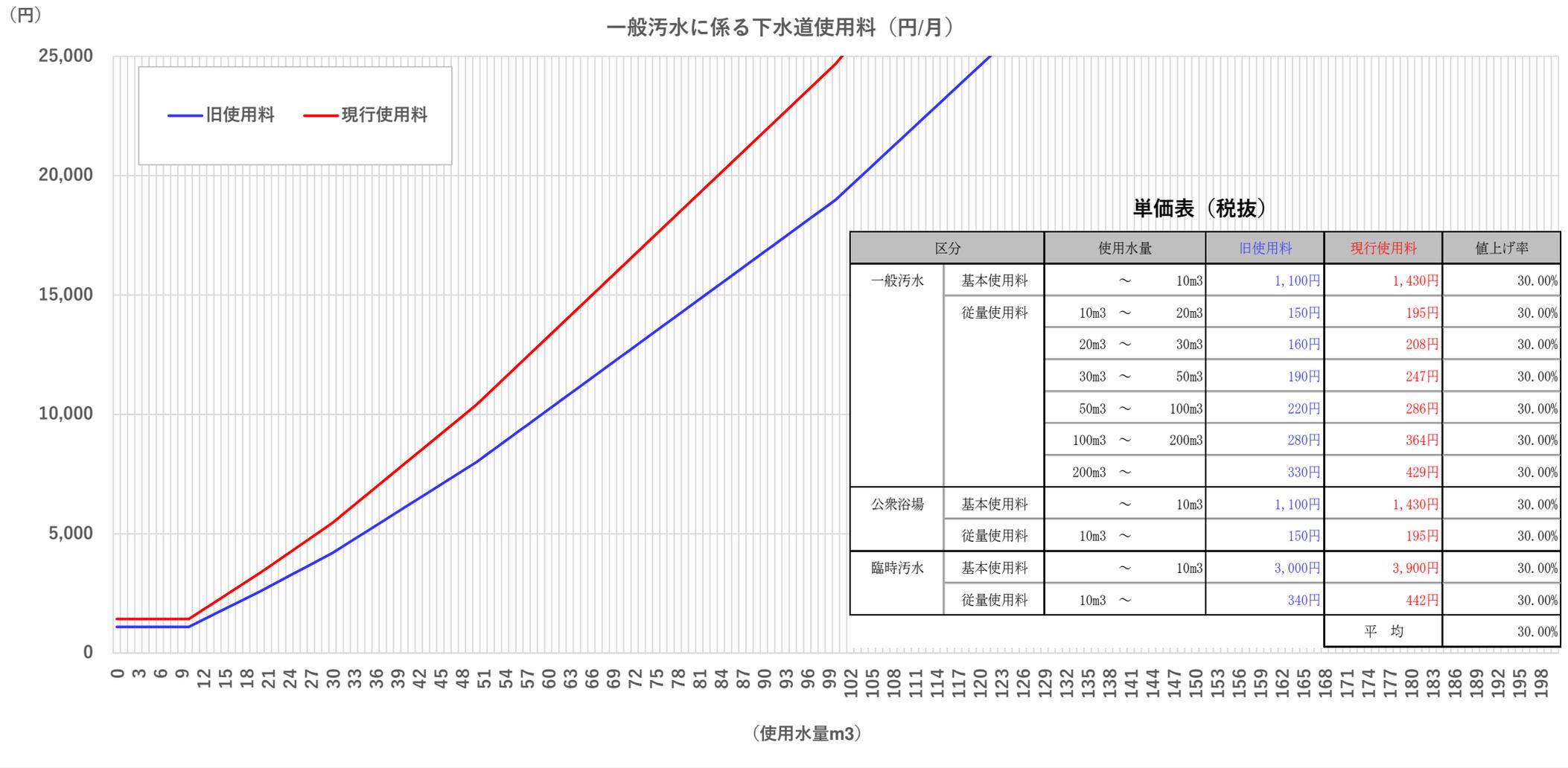
●相生市 (R4.4改定)



●播磨町 (H22.4改定)

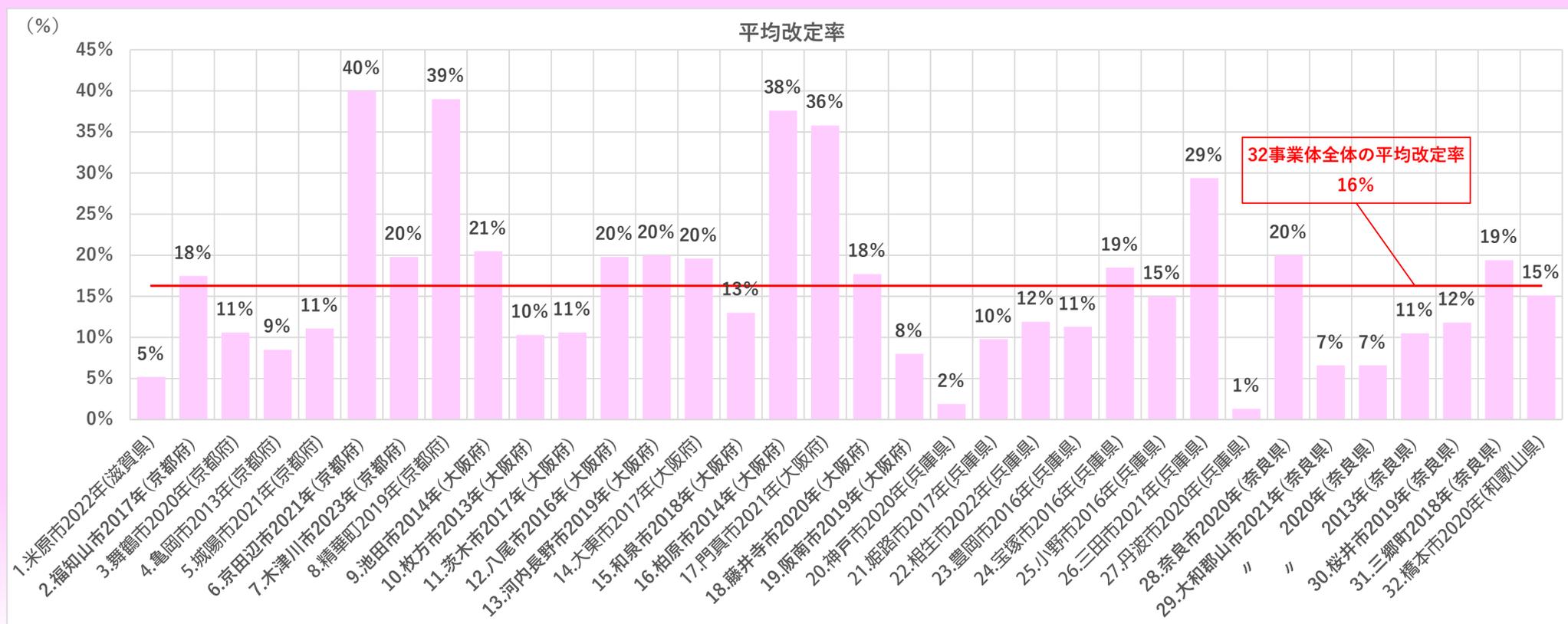


●加西市 (H20.4改定)



② 過去10年間 (H25～R4) における使用料見直し事例

- 「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省HP）」より直近10年間（H25～R4）において、下水道使用料を見直した202事業体（公共下水道・法適）のうち、関西地方において値上げを実施した事業体は32事業体であった（重複除く）。
- その平均改定率は16%である。



3. 使用料見直しの方向性

- ① 下水道事業の経営原則
- ② 使用料体系の種類
- ③ 使用料見直しのイメージ
- ④ 使用料見直しの方向性

① 下水道事業の経営原則

・ 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続し（独立採算の原則）、その経費（原価）は受益者からの使用料で賄うことが基本となっている（受益者負担の原則）（地方公営企業法等より）。

・ 下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則である。

独立採算の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算の原則」が適用。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則。

- 「雨水公費」とは、雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
- 「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかことから、私費（使用料）により負担。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

経費の負担区分に基づき一般会計が負担することとされている経費は、一般会計繰出基準（総務副大臣通知）で明らかにされており、当該経費は地方財政計画に計上され、所要の財源措置が講じられているところ。

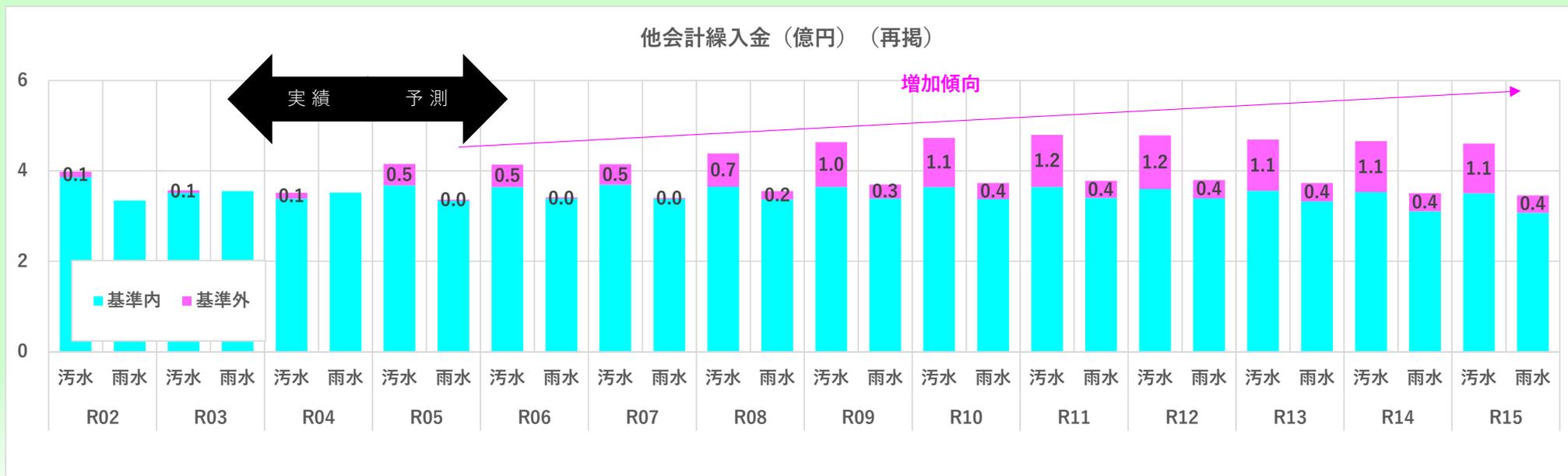
汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となる。

（国土交通省HPより）

・令和4年度において洲本市は、私費負担部分2.2億円に対して使用料収入1.8億円となっており、残りの0.4億円は基準外繰入金等で賄っている。

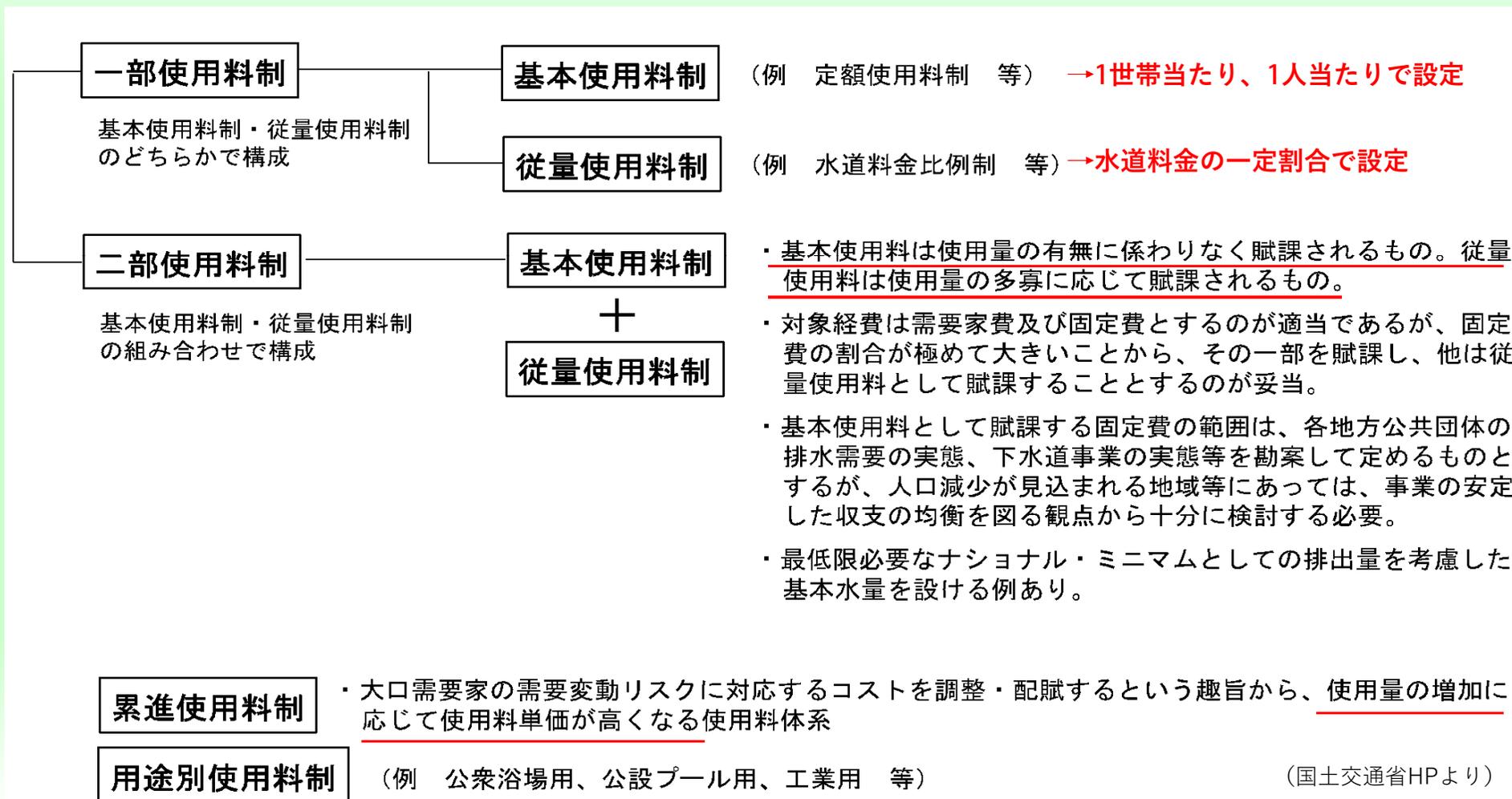
	(2.2億円)			(5.4億円)		
(経費)	私費負担部分			公費負担部分		
(財源)	使用料収入 (1.8億円)	その他 (0.3億円)	繰出基準に 基づかない 繰入金 (0.1億円)	繰出基準に 基づく繰入金 (3.4億円)		その他 (2.0億円)
			一般会計繰入金			

(国土交通省HPより作成)



② 使用料体系の種類

- ・ 使用料体系には下記のような種類があり、洲本市は二部使用料制に累進使用料制、用途別使用料制を組み合わせ採用している。



③ 使用料見直しのイメージ

- ・ 使用料見直しは基本使用料や従量使用料、また水量に応じてどの区分を値上げするのか等を検討することになる。
- ・ 現行使用料に対して以下の3つの見直しケースが挙げられるが、利用者間における負担の公平性を確保するために一律値上げをしたケース1が基本となる。
- ・ 他にも使用水量が多いほど値上げするケース2や、契約件数の多い小水量区分の値上げを大きくするケース3も考えられる。



	見直しイメージ
ケース1 (一律)	基本使用料及び従量使用料ともに一律値上げたケース
ケース2 (逡増度大)	小水量区分の値上げを抑え、ケース1よりもいっそう逡増度を増したケース
ケース3 (逡増度小)	小水量区分の値上げを大きくし、ケース1よりも逡増度を抑えたケース

④ 使用料見直しの方向性

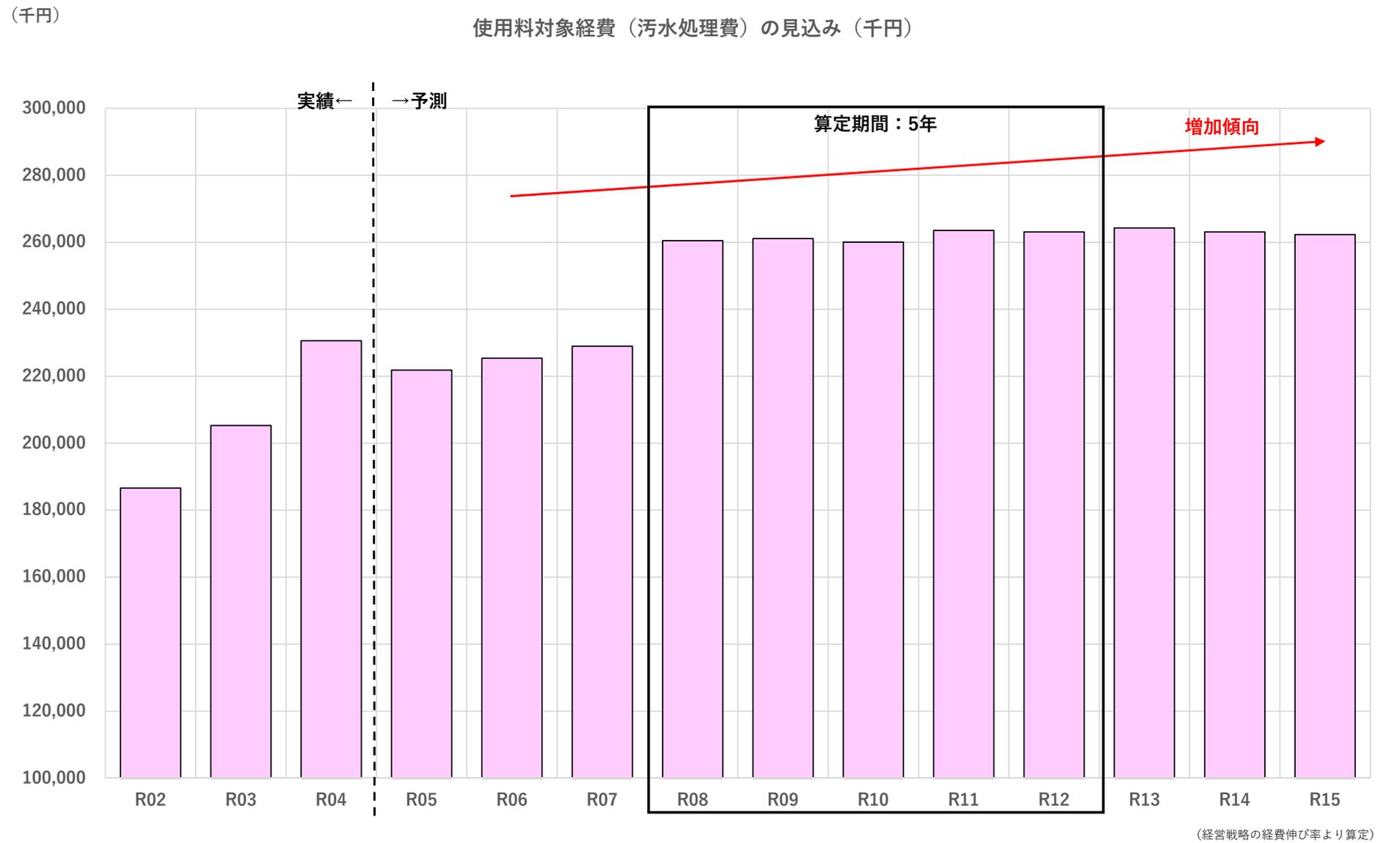
● 使用料算定期間と使用料対象経費

- ・使用料算定期間とは、財政計画等の計画期間における収支見通しを踏まえて、下水道使用料算定のために使用料対象経費を算定する期間のことで一般的に3～5年程度に設定される（「下水道使用料算定の考え方2016年度版（日本下水道協会）」）。

- ・今回の見直し検討において使用料算定期間は5年とし（R8～R12）、排水量の減少等による減収と近年の物価上昇も踏まえて、今後も定期的に使用料見直しの検討を実施していく。

- ・使用料対象経費とは、汚水処理に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担部分を除いた全額のこと（国土交通省HPより）。

- ・使用料対象経費（汚水処理費）は近年の物価上昇等の影響もあり年々増加し、今後はさらに増加する見込みである（次頁参照）。



● 経費回収率について

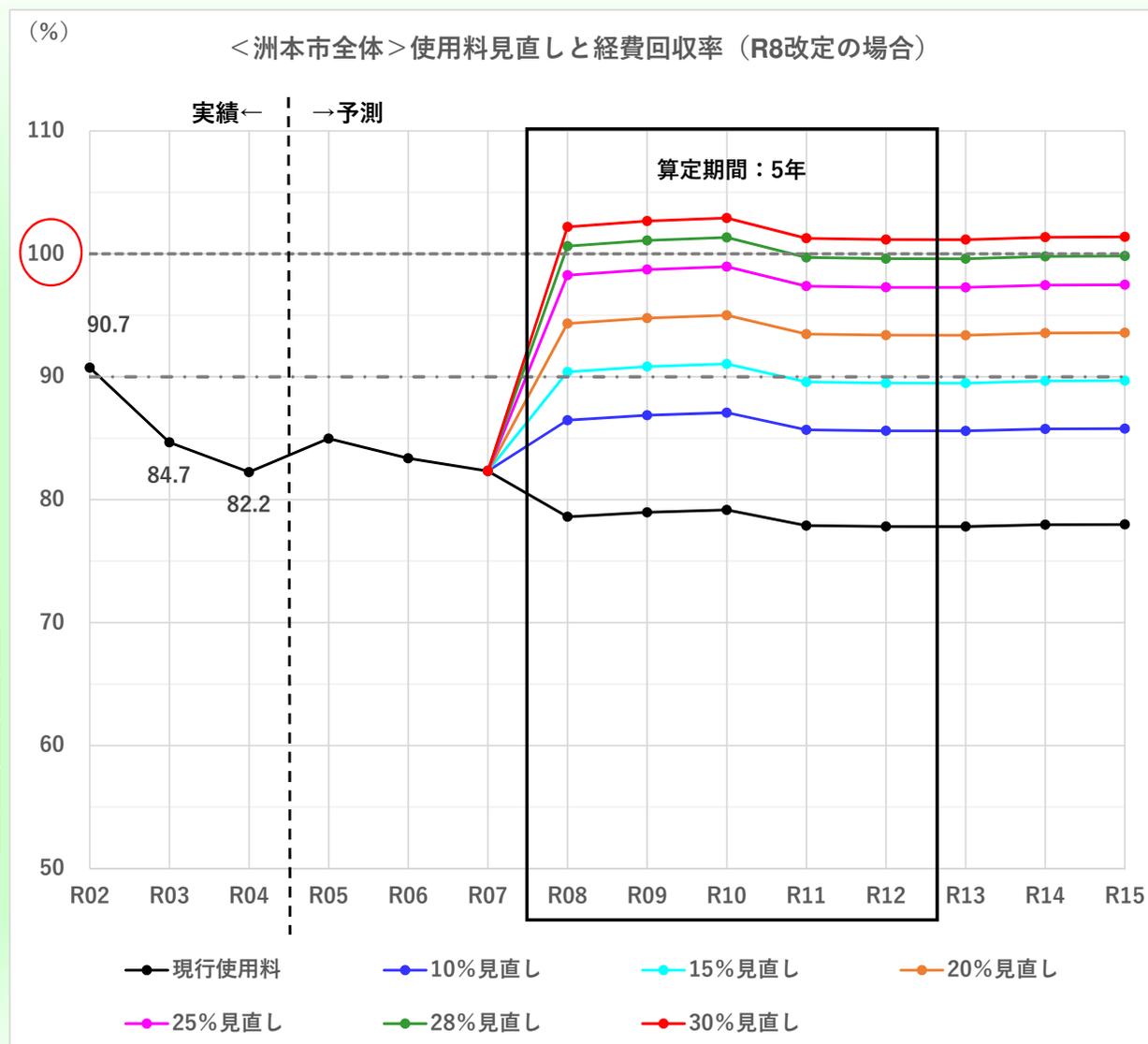
- ・ 経費回収率とは汚水処理費に要した費用に対する使用料収入の割合のことで（使用料収入÷汚水処理費×100）、100%未満になると汚水処理費を使用料収入で賄えていないことを示す。
- ・ 「独立採算の原則」や「受益者負担の原則」の観点から経費回収率は100%以上であることが望ましい。
- ・ 令和4年実績について、公共下水道で93.6%、特環下水道で41.2%であり、ともに県内平均を下回っている（次頁参照）。

● 使用料見直しについて

- ・ 現行使用料の場合、算定期間において経費回収率は80%を下回る。
- ・ 算定期間において経費回収率100%を目標とする場合、28%程度以上の使用料見直しが必要となる。

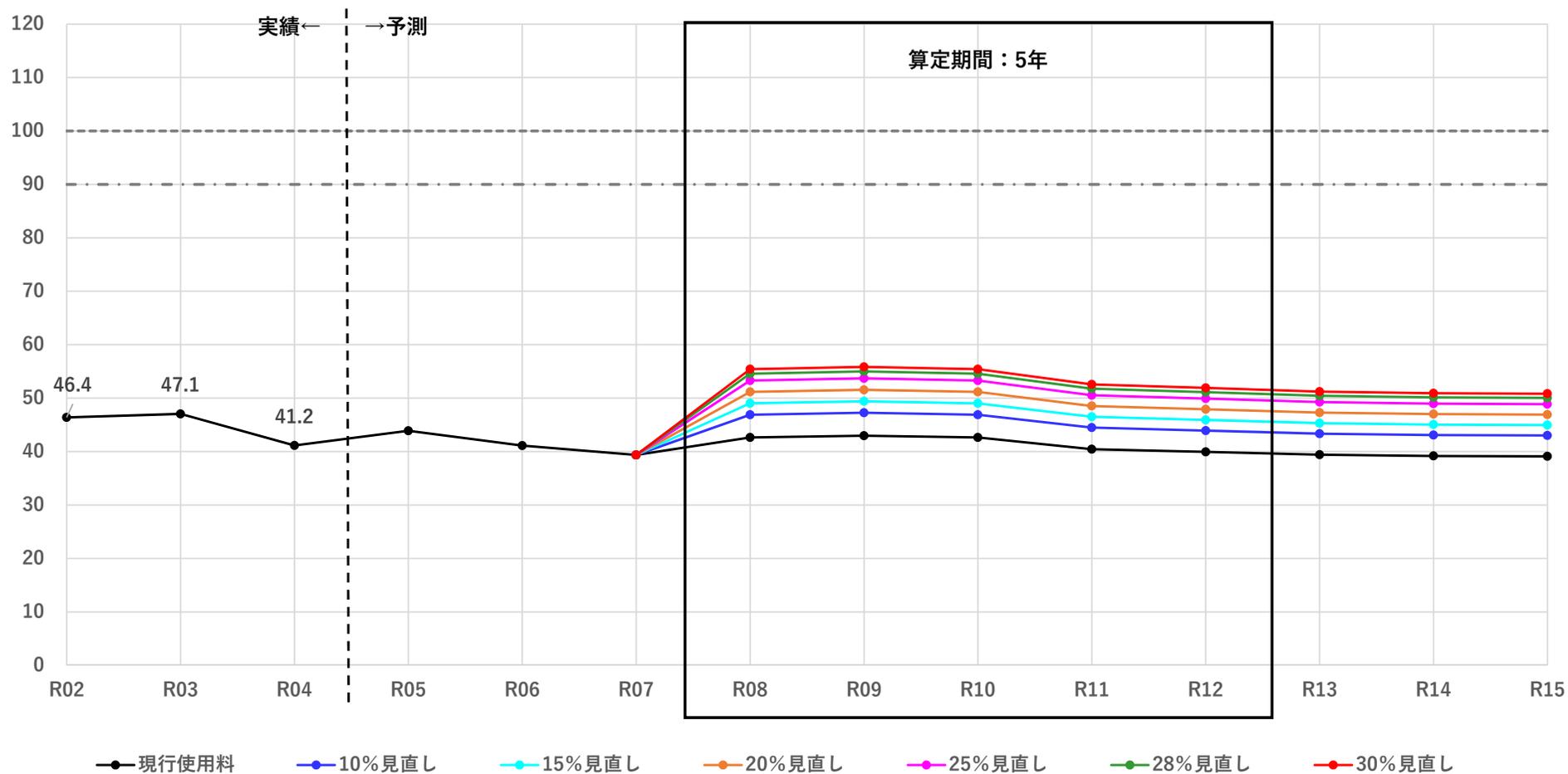
算定期間における経費回収率 (%)

	R08	R09	R10	R11	R12	5年平均
現行使用料	78.6	79.0	79.2	77.9	77.8	78.5
10%見直し	86.5	86.9	87.1	85.7	85.6	86.3
15%見直し	90.4	90.8	91.0	89.6	89.5	90.3
20%見直し	94.3	94.8	95.0	93.5	93.4	94.2
25%見直し	98.3	98.7	99.0	97.4	97.3	98.1
28%見直し	100.6	101.1	101.3	99.7	99.6	100.5
30%見直し	102.2	102.7	102.9	101.3	101.2	102.0



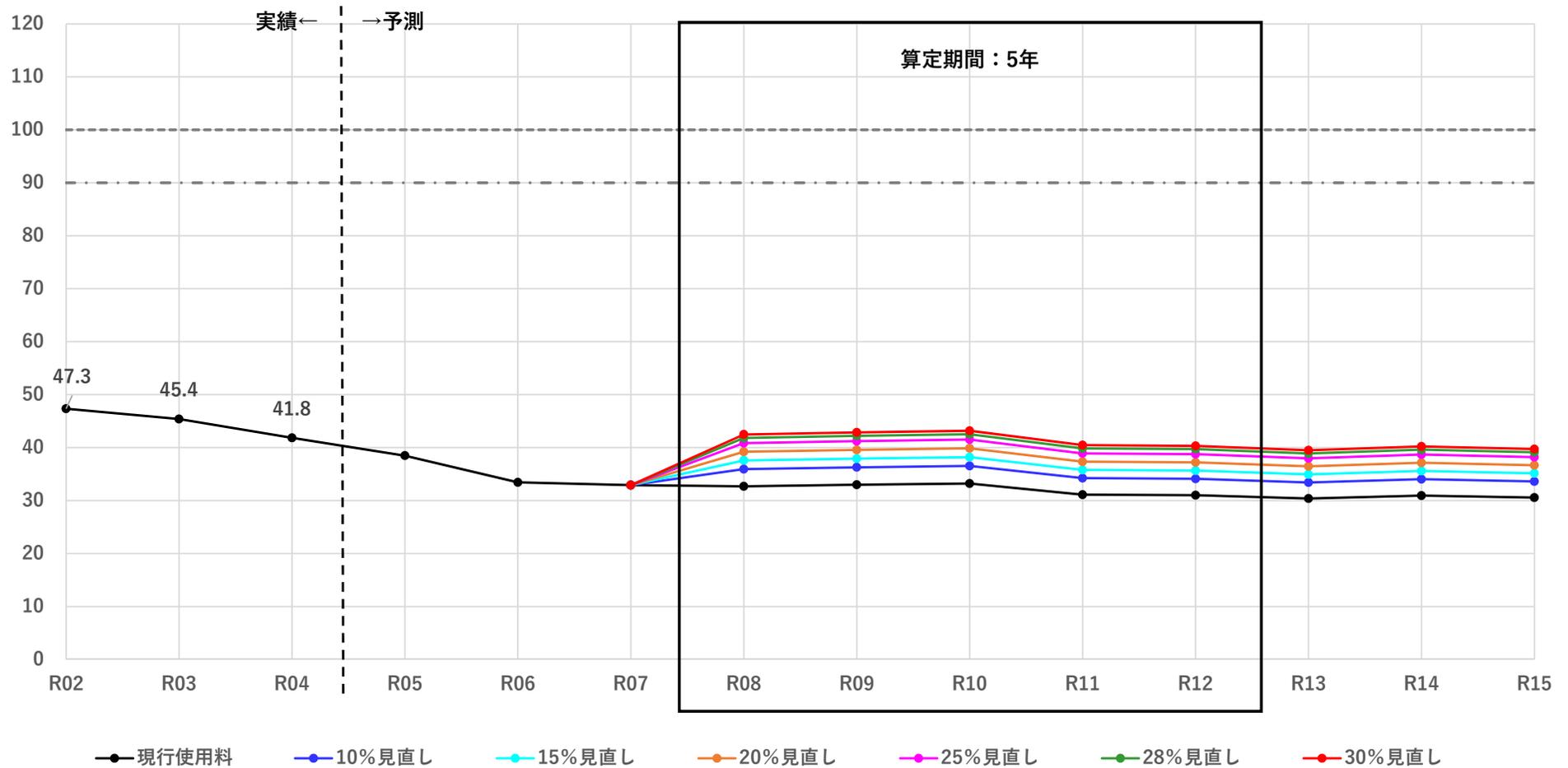
(%)

<特 環> 使用料見直しと経費回収率 (R8改定の場合)



(%)

<コミプラ> 使用料見直しと経費回収率 (R8改定の場合)



● まとめ

- ・ 洲本市下水道では平成17年度（平成18年2月）の旧洲本市と旧五色町の合併後、下水道使用料の見直しを行っておらず、現在で18年が経過している（R6時点）。
- ・ 近年はエネルギーコストの高騰等により今後も汚水処理にかかる費用は増加傾向にある（p32）。
- ・ 下水道事業は地方公営企業であり必要な経費は受益者からの収入を持って賄う必要があることから、持続的な下水道事業経営のためには、定期的な下水道使用料の見直しが必要であり、5年を算定期間として改定率30%を目途とした使用料改定が必要となる。